

第六十六条第一項第二号中、「又は一般旅客自動車運送事業者」を、「又は一般乗合旅客自動車運送事業者等」に改め、同項第三号中、「免許」の下に、「又は許可」を加え、同項第四号中、「一般旅客自動車運送事業者」を、「一般乗合旅客自動車運送事業者等」に改め、又は当該の下に、「一般貸切旅客自動車運送事業者若しくは」を加え、同項第五号中、「第十六条第二項」の下に、「(法第四十二条の二第三項において準用する場合を含む。）」を、「法第二十三条の二第四項(法第四十二条の二第三項、法第四十三条第五項及び法第四十四条第三項において準用する場合を含む。）」を、「第二十八条第二項」の下に、「法第四十二条の二第三項」を、「第三十条第四項」の下に、「(法第四十二条の二第三項において準用する場合を含む。）」を、「第三十一条」の下に、「(法第四十二条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第六号中、「第四条第二項第三号」を、「第四条第二項第四号」に改め、同項第七号中、「免許」の下に、「若しくは許可」を加え、同条第三項第一号中、「住所」の下に、「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加える。

第六十八条中、「一般旅客自動車運送事業者」を、「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。
第七十条第一項第一号中、「旅客自動車運送事業者」を、「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、同条第二項中、「旅客自動車運送事業者」を、「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、第十六条第二項の下に、「法第二十三条の二第四項」を加え、同条第四項中、「旅客自動車運送事業者」を、「一般乗合旅客自動車運送事業者等」に、「第二十五条及び第二十八条第三項において準用する第十四条(自動車)の総数の変更並びに主たる事務所及び営業所の位置の変更に関する部分に限る。）」を、「及び第二十五条」に、「運輸大臣が免許の権限を有する旅客自動車運送事業者」を、「運輸大臣が免許の権限を有する一般乗合旅客自動車運送事業者」に、「地方運輸局長が免許の権限を有する旅客自動車運送事業者」を、「地方運輸局長が免許の権限を有する一般乗合旅客自動車運送事業者等」に改め、同条に次の一項を加える。

5 陸運支局長は、一般貸切旅客自動車運送事業につき、第二十六条の五(営業所の位置の変更に関する部分に限る。)、第二十六条の六、第二十六条の七(主たる事務所的位置の変更に関する部分に限る。及び第二十六条の十の書類に関して認可の処分をし、又は届出を受理したときは、地方運輸局長に報告しなければならない。)

別記様式中「第100号」を「第98号」に、「20万円」を「100万円」に、「(6)」を「(4)」に改める。
(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第二条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第三十六条第二項中、「各号の一」を、「各号のいずれか」に改め、同項第一号中、「免許」の下に、「若しくは許可」を加える。

(空港管理規則の一部改正)

第三条 空港管理規則(昭和二十七年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二中、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を削り、免許を受けた者」の下に、「同法第四十二条の二第一項の規定により一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者」を加える。
(旅客自動車運送事業者等運輸規則の一部改正)

第四条 旅客自動車運送事業者等運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中、「第十二条第一項」の下に、「(法第四十二条の二第三項において準用する場合を含む。）」を、「第十二条第三項」の下に、「(法第四十二条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七条中、「第三十八条第五項」の下に、「(法第四十二条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十三条中、「一般旅客自動車運送事業者」を、「一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者」に改める。

第十五条中、「に掲げる場合を除き」を、「のいずれかに該当する場合には」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。
第十五条第一号中、「する事業用自動車」を「旅客の運送の用に供する場合であつて、道路及び交通の状況並びに輸送の状態により車掌を乗務させないでも運転上危険がなく、かつ、旅客の利便を著しく阻害するおそれがないとき」を、「してない事業用自動車を旅客の運送の用に供するとき」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 車掌を乗務させなければ道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があると

き。

第十五条に次の一号を加える。

三 旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるとき。

第二十八条の次に次の一号を加える。

(運行指示書による指示等)

第二十八条の二 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行に次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならない。

一 運行の開始及び終了の地点及び日時

二 乗務員の氏名

三 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時

四 運行に際して注意を要する箇所の位置

五 乗務員の休憩地点及び休憩時間(休憩がある場合に限る。)

六 乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替がある場合に限る。)

七 その他運行の安全を確保するために必要な事項

2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による運行指示書を運行の終了の日から一年間保存しなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の営業所において、当該営業所が運行を管理する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数を三十で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。に)を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。

第三十三条第一項中、「業務の処理」を、「業務の実行に係る」に改め、同条第二項中、「業務を処理する」を、「業務を行う」に改める。

第三十四条中、「事項」を、「業務」に、「処理」を、「実行」に改める。

第三十八条第一項中、「又は事業区域」を、「事業区域又は営業区域」に改める。

第四十八条の見出し中、「処理すべき事項」を、「業務」に改め、同条中、「事項を処理し」を、「業務を行つ」に改め、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十八条の二の運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者に携行させ、及びその保存をすること。

第四十八号第十八号中、「第二十五条ただし書」の下に、「(法第四十二条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十条に次の一項を加える。

10 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中第二十八条の二の運行指示書を携行しなければならない。

(一般旅客自動車運送事業者等運輸規則の一部改正)

第五条 一般旅客自動車運送事業者等運輸規則(昭和三十一年運輸省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「一般旅客自動車運送事業者」を、「一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者(以下、一般乗合旅客自動車運送事業者等」といふ。）」に改める。